

# 株式会社ETSグループ 定款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 本会社は、株式会社ETSグループと称し、英文では、ETS Group Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 本会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

(1) 電気工事、電気通信工事、土木工事、建築工事、消防施設工事、管工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、造園工事、建具工事の設計、施工、工事請負監督およびコンサルティング事業

(2) 電気機器および材料の製作、修理ならびに加工

(3) 電気工作物の工事、維持および運用の保守監督

(4) 前各号に関わる機器、資材の販売および輸出入

(5) 住宅関連商品の販売業

(6) 宅地建物取引業および賃料保証事業

(7) マンション管理業

(8) 倉庫業

(9) ビルメンテナンスおよび清掃事業

(10) 損害保険代理業

(11) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業

(12) 有料職業紹介事業

(13) 保育所・学童保育・託児所等の保育施設の経営および保育施設関連事業

(14) 保育所・託児所に関するコンサルティング事業

(15) 無人機による各種映像の撮影に関わる請負事業

(16) 発電ならびに電気の供給および販売に関する事業

(17) 投資に関する事業

(18) 飲食店および宿泊施設の経営

(19) 古物売買業

(20) 介護保険法に基づく介護事業

(21) 高齢者向け住宅の経営および受託運営事業

(22) 前各号に関するコンサルティング事業

(23) 前各号に附帯する一切の事業

2 本会社は、前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 本会社は本店を東京都豊島区に置く。

(機関)

第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 本会社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は19,500,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第8条 本会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式の権利)

第9条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規則)

第11条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 本会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

## 第3章 株主総会

(招集)

第13条 本会社の定時株主総会は毎年12月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に差し支えある場合または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は本会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに本会社に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 本会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 本会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に差し支えある場合または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
  - 3 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 本会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名または記名押印（電子署名含む）する。

(取締役会規程)

- 第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(相談役)

- 第 27 条 本会社は、必要と認められたときは、取締役会の決議をもって相談役をおくことができる。

(取締役の報酬等)

- 第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 29 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役でない取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

- 第 30 条 本会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

- 第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名または記名押印（電子署名含む）する。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人)

第 40 条 会計監査人の選任、任期その他に関する事項は、法令の定めるところによる。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 本会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(剰余金の配当)

第 42 条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を支払う。

(中間配当)

第43条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当することができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第44条 剰余金の配当および中間配当が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

2 未払いの剰余金の配当および中間配当には利息をつけない。

## 附 則

第1条 (最初の事業年度)

本会社の最初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、本会社の成立の日から2025年9月30日までとする。

第2条 (最初の取締役および監査役の報酬等)

1. 第28条の規定にかかわらず、本会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、月額1,700万円以内とする。
2. 第38条の規定にかかわらず、本会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の監査役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、月額170万円以内とする。

第3条 (附則の削除)

本附則は、本会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

付則

1. この規則は、令和6年10月1日から実施する。